

生徒心得（高等学校）R8入学生

令和8年4月1日(改訂)

校訓の「勉学・自律・敬愛」を身につけ、福高生として誇りある学校生活を送るための心得を以下に示す。

生徒証は常に携帯し、いつでも提示できるようにする。

1 授業

授業は学校生活の中心である。十分な準備をして真面目な態度で臨み、教室は勉学の場として常により環境を保つように留意する。また、復習と予習を必ずして家庭学習習慣を身につける。

- (1) 始業 始業の合図までに授業の準備をし、定められた座席に着席しておく。また日直は始業前に黒板の文字等を消し、きれいにしておく。
- (2) 遅刻 遅刻しないように注意する。やむを得ず遅刻した場合（15分以内）、授業の妨げにならないよう静かに入室し、授業終了後に教科担任に理由を申し出る。
- (3) 静粛 授業中は静かな環境をつくる。体調不良等はやむを得ず退出する場合は、教科担当に申し出る。
- (4) 欠席（公欠・忌引を含む） 欠席・欠課は所定の欠席届を提出する。

2 考査

考査は日頃の学習成果を判定する重要な資料になるものである。厳正な態度で受験し、不正行為、又は誤解を受けるような言動はしてはならない。

- (1) 受験 受験中は筆記用具のみ机に出す。（詳細は教務部から出される受験上の注意に従う。）
- (2) 携帯電話等 携帯電話等は電源を切り、鍵付きロッカーにしまう。もしくはかばんにしまう。（かばんは廊下に出す。）机の上に置く行為や、手にした時は、不正行為として取り扱う。
- (3) 座席指定 窓側より出席番号順に着席する。
- (4) 物品貸借・私語の禁止 受験中は絶対に物品の貸借や私語をしない。
- (5) 質問 挙手して質問する。
- (6) 中途退室禁止 答案が早くできても、中途退室はできない。
- (7) 欠席の事前連絡 遅刻しても始業15分以内は受験できる。病気等で考査を欠席するときは、8時30分までに保護者が学校に連絡する。
- (8) 受験妨害の禁止 考査待ちの生徒は、試験中の教室や隣接する廊下は避ける。受験中の生徒の邪魔にならないように静かにする。
- (9) 戸締り・消灯 考査が終了したのち、窓の戸締り、消灯をして帰る。忘れ物には注意する。
- (10) ゴミ処理 考査中は消しゴムのカスや鉛筆の削り屑の処理を、各自が責任をもって行う。

3 校内生活

- (1) 無断外出の禁止 登校後、放課後までの間は、許可なく外出してはならない。やむを得ず外出・早退するときは担任の許可を受け、「外出早退許可証」を携帯する。
- (2) 下校時刻 完全下校時刻は、次のように定めてあるので、厳守すること。
4月～9月 午後7時10分
10月～3月 午後6時40分
- (3) 時間外活動 完全下校時刻以後、必要があつて活動する場合や居残る時は、指導教員の監督のもとで許可することがある。
- (4) 上履き 校舎内への土足での立ち入りは認めない。校舎内では所定の上履き、体育館内では所定の体育館シューズを正しく使用する。緊急時に素早く行動できるように踵を踏まない。
- (5) 飲食のマナー ジュース・菓子類・ガム等を学校内及び登下校時に歩きながら飲食したりしてはならない。
- (6) 不要物 学校生活に必要なものを校内に持ち込まない。
- (7) 所持品 物を大切に扱う。
 - ① 所持品には必ず記名する。
 - ② 万一紛失した場合は「紛失届」を生徒指導部に提出する。
 - ③ 貴重品は鍵付きロッカーを利用するか常に身につけ自己管理をする。体育服装などに更衣するときは鍵付きロッカーを利用するか貴重品袋を利用する。
- (8) 遅刻・欠席の事前連絡 病気等で遅刻・欠席するときは、8時30分までに学校に連絡する。
- (9) 職員室への入室 入室する際には、自分から名乗り許可を得る。

4 礼儀・交友関係

礼儀は社会生活を営むために誰もが身につけていなければならないものである。

- (1) あいさつ 朝夕のあいさつ、出会いの会釈はお互いの心をなごませる基本的な生活のマナーである。教職員や外来者に対してもあいさつをしっかりとる。
- (2) 正しい言葉づかい お互いの対話の輪を広げ、正しい言葉づかいと態度を身につけるよう努める。
- (3) 交友関係 互いの人格を尊重し、高め合える人間関係づくりに努める。
 - ① 学友間において親愛の念を忘れず、暴力、脅しはもちろん、いじめなど相手の人格や心身を傷つけるような言動は絶対に慎み、好ましい人間関係づくりに努める。
 - ② 男女交際においても、互いに異性の長所を尊敬し合い、健全で好ましい人間関係づくりに努める。

5 校舎校具の愛護美化

一人ひとりの心がけとお互いの協力によって校内の美化に努め、校舎・校具その他の公共物は破損又は汚損（落書き等）しないよう大切に扱う。

- (1) 整頓 校舎・校具等を使用した後は、使用した場所を整頓し、校具等は所定の場所に返納する。
- (2) 破損紛失 校舎・校具を誤って破損紛失したときは、すぐに担当の先生に届け出て指

示を受け、破損届を提出する。

- (3) 清掃 HR単位ごとに定められた清掃分担区域を、当番によって清掃する。清掃終了後は担当の先生に報告する。
- (4) 部活動の清掃 各部の活動場所及び部室倉庫の清掃はその部員が行い、顧問に報告する。
- (5) 清掃用具の保管 清掃用具は所定の場所に保管し、紛失又は破損のないよう注意する。

6 その他校内諸活動

校内における活動は、すべて教育の一環で行われるものである。行事や集会、諸活動に主体的に参加し、積極性・社会性を育てること。

- (1) 集会 各種の集会に校内の施設を使用するときは、生徒指導部保管の用紙により、事前に届け出て許可を得る。
- (2) 掲示 掲示は、あらかじめ関係の先生に了解を得た後、生徒指導部に届け出て許可印を受ける。
- (3) 配付 出版・印刷物の配付やチケットの販売等については、生徒指導部保管の用紙にその一部を添えて事前に届け出て、許可を得たのちに行う。

7 通学（登校、下校）

- (1) 交通規則の遵守 交通規則を遵守し、自他の安全に配慮して通行する。
 - ① 自転車は1列左側進行をする。携帯電話等を操作しながらの運転・傘さし運転・2人乗り・夜間の無灯火運転等、危険な運転をしない。
 - ② 雨の日に自転車で通学する際は、必ずカッパを着用する。
- (2) 自転車登録・施錠 自転車通学は許可制とする。通学用の自転車には指定ステッカーを貼り、指定された自転車置場に施錠して駐輪する。
 - ① 許可ステッカーは自転車の後方泥よけを原則とし、泥よけがない場合は後方から見確認できる位置に貼付する。
 - ② 新しい自転車を購入した時や許可ステッカーが剥がれた時、番号などが読み取れなくなった時は、生徒指導部にて新しいステッカーを購入すること。
- (3) 通学用自転車 自転車にライト及びスコッチライト〔反射鏡〕をつける。また、反射テープをフロントフォーク・パイプの両側、チェーンカバー等につける。
- (4) 安全点検 常に自転車を整備し安全点検を行う。
- (5) バイク運転 バイクでの通学及び運転免許の取得は原則認めない。ただし、自宅から最寄り駅（京都・JRバスを含む）まで4km以上ある者に限り、2年次以降、50cc以下の原動機付き自転車での通学許可を受けることがある。
- (6) 自動車免許取得 無断免許取得は認められない。

許可条件

 - ① 就職、進学先が決定した後とする。
 - ② 自動車免許取得許可申請書及び自動車学校入校誓約書を提出する。
 - ③ 入校は3年次の10月以降（指定校推薦の場合は2月以降）、公安委員会の法令試験は2月以降とする。卒業するまで運転は認められない。

- (7) 交通事故 交通事故にあったとき、起こしたときは、必ず速やかに警察、保護者、学校に連絡する。また、負傷者には適切な態度で処置を行う。
- (8) 交通機関利用のマナー 鉄道・バス等、交通機関を利用して通学する者は、乗車及び車中のマナーを守る。係員の指示があるときはそれに従う。

8 服装等

福高生としての自覚を持ち、清潔・端正な着こなしを心がけること。

- (1) 本校指定の制服を着用する。
- (2) 授業日は気温などに合わせてブレザーを脱いでも良い。その際、ネクタイ・リボンを外し、カッターシャツの1番上のボタンを外してもよい。
※ただし、ネクタイ・リボンを着用する際は1番上のボタンを留める。
- (3) ポロシャツは1番上のボタンを外して着用してもよい。また、裾はスラックス、スカートの上に出してもよい。
- (4) 履物は運動靴、又は革靴とする。(鉾のあるもの、中高ヒール、サンダル靴は禁止)
雨又は雪の日には、長靴及びレインシューズを認める。
- (5) 靴下の色は紺(制服に1番似合う配色)、単一色を基本とし、華美でないものとする。
- (6) ストッキング・タイツはベージュまたは無彩色(黒・灰・白)のものとする。
- (7) 詳しい着こなしについては、「制服の着こなしガイド」を参照すること。
- (8) 冬季服装 コート類、及び手袋・マフラーを認める。ただし、コート類は華美でない(単一色)ものを基本とする。防寒着の教室内での着用は原則として認めない。着用を必要とするときは許可を得る。
- (9) 異装 やむを得ず、異装しなければならないときは、異装届により届け出て許可を受ける。
- (10) 頭髪加工等の禁止 頭髪加工(染毛・パーマ・カール・エクステンション・派手な髪留めなど)やマニキュア・化粧などを施したり、装飾品(指輪・ネックレス・ピアス・カラーコンタクト等)を身につけたりしてはいけない。

9 携帯電話等の使用について

通学上の安全や送迎の利便性を高めるため、携帯電話等の使用を認めるが、ルールやマナーを守り適切に使用する。

- (1) 携帯電話等の校内での所持は認めるが、登校以後放課後までの使用を禁止する。出願や調べ物等で必要な際は、教職員に申し出て使用すること。
- (2) 授業中は携帯電話等の電源を切っておく。
- (3) 携帯電話等の管理は、各自が責任をもって行う。
- (4) 個人情報の取扱いには注意し、誹謗・中傷等の書込などインターネット上での様々なトラブルに巻き込まれないよう使用には十分配慮する。

10 校外生活及び休暇中の心得

常に福高生としての誇りと自覚を持った言動を心がける。

- (1) 飲酒・喫煙の禁止等 飲酒、喫煙は絶対にしてはいけない。また、パチンコ店等の高校生にふさわしくない遊戯場には、立ち寄らない。

(2) アルバイト

アルバイトは基本的に禁止する。ただし、担任と保護者との相談の上、学習状況等を考慮して、別に定める許可条件に基づいて許可される場合がある。その場合は「アルバイト届」を生徒指導部に提出する。

許可条件

○終業、就労時間がはっきり決まっておリ、勉学への支障がない。

○責任ある監督者がいる事業所である。

○下記に該当しない。

・危険なアルバイト

（例 バイクを使つてのアルバイト、建設関係、解体、足場作り等）

・食堂（酒類販売）、料理屋、ホテル・旅館関係（民宿も含む）、娯楽業

・宿泊をとまなうアルバイト

・その他、学校において不相当と認めた場合

(3) 長期旅行、海外旅行 1週間以上にわたる旅行や海外旅行の際は、事前に担任へ連絡先等を報告する。

(4) 夜間外出・外泊 夜間の外出及び外泊は、保護者の承諾を得る。

(5) 学校連絡 事故・事件被害にあった時は、直ちに学校・警察に連絡する。